

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表3）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

窒素酸化物の排出量明細書（窒素酸化物に係る特定事業所に限る。）

1 窒素酸化物に係る特定事業所における窒素

横浜市、川崎市、横須賀市以外の区域

$$Q = 1.50W^{0.95} + 1.05 \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$$

項	目	
排出許容限度 Q	(Nm <sup>3</sup> /h)	16.65
重油換算使用量 (常用最大)	W (kl/h)	0
	Wi (kl/h)	18.336

2 窒素酸化物に係る特定事業所における排煙発生施設の窒素酸化物の排出量等

排煙発生 施設の名称	常用最大時の窒素酸化物の排出量				原料及び 燃料の種類	原料及び燃料の 重油換算使用量	
	排出濃度 C (ppm)	排出ガス中 の酸素濃度 Os (%)	乾き排出 ガス量 V (Nm <sup>3</sup> /h)	排出量 q (Nm <sup>3</sup> /h)		定格能力 (l/h)	常用最大 (l/h)
GT-01	12.5	15	190,833	2.39	灯油	13,752	13,752
1号焼却炉	50	7.1	29,773	1.49	一般廃棄物	2,292	2,292
2号焼却炉	50	7.1	29,773	1.49	一般廃棄物	2,292	2,292
計				5.37		18,336	18,336

指定事業所に設置されている窒素酸化物を発生させる全ての排煙発生施設について記入して下さい。

申請書に記載する常用最大の量は、運転計画に基づき記入して下さい。なお、常用最大の量は施設の運転開始から1年経過した後に、当該1年間の原燃料使用実績に基づき新たに認定されます。

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出濃度及び乾き排出ガス量の根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 原料及び燃料の重油換算使用量の根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 重油換算使用量（常用最大）の積算に係る明細書
------	---

- 備考 1 「Q」、「W」及び「Wi」とは、別表第3の1に定めるものをいいます。
- 2 2は、窒素酸化物に係る特定事業所における全ての排煙発生施設について記入してください。
- 3 「q」とは、個々の排煙発生施設から排出される窒素酸化物の量をいい、次式により算出されるものをいいます。
- $$q = C \times V \times 10^{-6}$$
- 4 定格能力の欄には、定格で運転する場合において使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量で、施設の能力に対する最大の使用量を記入してください。
- 5 常用最大の欄には、通常使用する場合において使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量で、最大の使用量を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内に☑印を記入してください。

「W」とは、窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日(小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。))及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日)前から設置されている排煙発生施設(昭和57年4月1日(小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。))及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日)前から設置の工事がされているものを含む。)において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量(単位kℓ /h)の合計量をいいます。

「窒素酸化物に係る特定事業所」とは、事業所に設置されている窒素酸化物を発生する全ての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり4.0キロリットル以上である事業所をいいます。

※排煙発生施設とは、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、別表第1の51の2の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項行に掲げる浄化等処理施設、別表第1の54の項作業の内容に掲げる作業に係る同項に掲げる廃ガス燃焼施設及び法許可浄化等処理施設をいいます。

※ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるものを除きます。

「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量の常用最大の量(単位 kℓ /h)をいいます。

(1)窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日(小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。))及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日)以後新たに設置された全ての排煙発生施設(昭和57年4月1日(小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。))及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日)前から設置の工事がされているものを除く。)において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量(単位 kℓ /h)の合計量

(2)窒素酸化物に係る特定事業所に設置されている全ての排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日(小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。))及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日)以後に構造等の変更がされた全ての排煙指定施設(昭和57年4月1日(小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。))及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日)前から構造等の変更の工事がされているものを除く。)において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量(単位kℓ /h)の合計量